

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当の随意契約

担当課：総務課

1. 発注見通し

契約の名称	不用物品再生等業務（人材派遣業務）
契約の内容	ごみとして搬入された自転車・家具類等を再利用するための修理・補修等業務
契約締結時期 （予定）	令和 8 年 4 月

2. 契約締結前公表

契約の内容	ごみとして搬入された自転車・家具類等を再利用するための修理・補修等業務
契約の相手方の 決定方法	見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認
契約の相手方の 選定基準	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定するシルバー人材センターであること
契約の申込みの方法	見積書の提出

3. 契約締結後公表

契約の相手方の名称	公益財団法人東郷町シルバー人材センター
契約の相手方の住所	愛知郡東郷町大字春木字申下 4 0 番地
契約の相手方とした 理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであるため
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	金 1, 542 円/時間